

辺野古設計変更申請に対する意見書

18904 通！

破たんする政府の工事計画 辺野古の新基地を断念せよ！

山本みはぎ

10月10日、台風の影響が心配される中、戦争をさせない1000人委員会主催で「沖縄・辺野古の新基地はもうできない！破たんする政府の工事計画 辺野古の新基地を断念せよ！」をテーマに、北上田毅さんの講演会が行われました。コロナ禍が蔓延し沖縄県が緊急事態宣言を出した翌日の4月21日、国（防衛局）は、大浦湾の地盤改良工事に伴う「設計変更の承認申請書」を沖縄県に提出しました。「設計変更承認申請」をめぐる今後の動きと、改めて辺野古の工事の杜撰さ、でたらめさをお話しいただきましたので報告します。

まず、「設計変更承認申請書」の公告・縦覧が9月8日から28日まで行われ、これに対する意見書が、県内はもとより県外・国外から何と、18904通にも寄せられたことが報告されました。この数は、2013年の公有水面埋立申請の意見書の6倍になる数です。辺野古・大浦湾の新基地建設に対する関心の高さを表す数字です。

そして、この意見書の意義を①知事が変更申請を不承認とすることを支える。②不承認にしたあとに国と法廷闘争になるが、裁判闘争での知事の不承認の正当性を裏付けるものになると評価されました。また、期間外にも500通以上の意見書が提出されたとのことでこの意見も反映するように県には要望をしていると報告がありました。

あいち沖縄会議でも2回の学習会の開催、パンフの作成などで、皆さんに意見書の提出を呼びかけましたが、協力していただいた方にはお礼を申し上げます。

今後の運動の課題

今後の動きとしては、県による変更申請の内容審査が始まり、その際、名護市への意見聴取も行われる。現在の渡久地名護市長は、国と県の問題と傍観する姿勢だが、意見書は提出すると言っている。ひどい意見書を出さないように名護市や名護市議会への働きかけが必要。玉城デニー知事は

承認しないことは確実だが、その判断は今年度いっぱいかかるだろう。知事が、不承認をした場合、①行政不服審査法に基づく「不許可処分取り消し」をする。（変更申請の処分を取り消しても、変更申請が許可されたわけではない。）②地方自治法に基づく「是正の指示」が行われ、県は、国地方係争処理委員会への審査申し出と是正の指示の取り消し訴訟、という流れになるだろう。

県に対しては、内容審査に意見書の主旨を組入れること、現在も工事が進められているが、県が持っている本部塩川の使用許可、安和棧橋の公共用財産使用許可、安和鉾山の森林法違反の問題、海砂採取の規制強化や県土保全条例の改正など県が持っている個々の許認可に対し、毅然と対応し権限を行使するように働きかけを強めていきたいと話された。

変更申請の問題点

国（防衛局）が出した設計変更申請の問題点は、多岐にわたるが、そもそも今回見直しが行われて変更申請が出されたが、申請書の本文はわずか19ページであとは設計概要説明書などで、この部分も知事の承認が必要だが、防衛局は対象外としている。裁判になった時に問題になるとのことだ。そして、問題点を分類すると以下のようになると指摘された。

①軟弱地盤の実態、地盤改良工事の具体的な記載がない。②「護岸は崩壊する」という専門家の指摘、耐震性にも問題③「先行盛土」による汚濁拡散。「軽量盛土」の疑問④A護岸造成の疑問⑤工法をめぐる疑問⑥県内全域から埋立土砂を調達・大量の海砂採取による海の破壊。⑦環境への深刻な影響⑧ジュゴンをめぐる問題⑨美謝川の切り替えをめぐる不可解な経過。

埋立土砂調達の問題

特に強調されたのは、埋立用の土砂調達の問題です。変更前は、西日本の各県から埋立用の70%を調達するとしていましたが、変更後は沖縄県内又は九州地方として、県内調達を強調している。本来、どこでどれだけ調達するのかを書かなければいけないが、調達可能量しか書いていない。那覇空港の拡張工事でも岩国基地拡張工事でも記載されていた。これは、沖縄県の土砂条例は特定外来種などの混入について、県の立ち入り調査が認められているが、那覇空港の拡張工事の際に、奄美からの土砂に特定外来種が見つかり、洗浄が



行われた。今回使う土は赤土なので洗浄などはできず、県外からの搬入はリスクが高いと判断したためではないかとの指摘があった。

県内の調達先は、国頭・北部地区・南部の糸満、宮古島・石垣島・南大東島など県内全域にわたっている。特に南部は調達可能量が最も多く記載されているが、沖縄戦の激戦地域で今なお遺骨が残っている。その土を基地建設に使うのは許されない。また、北部や南部からの土砂の移動は、那覇新港や北端の奥港などが利用されることになる。以前にも奥港を利用しようとしたが、反対の意志が固く1日しか搬出できなかった、

宮古島や石垣島は沖縄島と生態系が大きく異なる。県内で土砂条例は適用されないが生態系が混乱する可能性がある。

県内調達のもう一つの理由は、本来お金にならない岩ズリを高額で購入している、大量の土砂購入による埋立利権があるのではないか。土砂採取は納入業者が行うので、環境問題が発生した場合でも防衛省は責任がないことになる。

現在、採取が進んでいる名護・本部の琉球セメント安和鉦山では、森林法に違反して土砂が運び出されている。このような状況が沖縄県内で広がる。

海砂の採取問題。

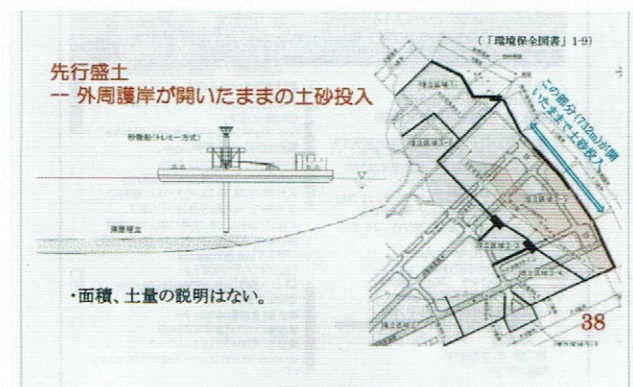
変更計画で必要となる海砂の量は386万 m^3 としており、これも沖縄県内から調達可能としている。しかし、この量は年間採取量の2～3年分にもなる。海砂採取は、底泥を根こそぎポンプでくみあげ、砂だけ取り出し、礫・泥の塊を高濃度濁水とともに海に戻すという方法で行われており、その結果海底地形の変化、高濃度の汚濁水の拡散による海域への影響が懸念される。他県では採取の全面禁止や総量規制が行われているが、総量規制などはないので、県の対応が今後の課題になる。

地盤改良の問題

変更計画では、地盤改良の範囲を示しているが、地盤改良の面積・深さ・杭径など具体的な内容の記載がないし、地盤改良がなぜ必要かの記載もない。軟弱地盤は海面下90mまでだが、海面下70mまでしか地盤改良をしないとなっている。その説明を書いていない。また、地盤沈下の説明が全く記載されていない。滑走路が米軍の性能基準を満たしていないことも明らかになっている。更に、7月に沖縄辺野古調査団（代表・立石雅昭新潟大名誉教授）が、沖縄防衛局が一部データを切り捨てた防衛局の設計条件に合わせて地震を想定して護岸が安全かどうかを確かめる「安定性照査」を実施し、震度1でも一部護岸が壊れ、震度2以上では大浦湾側を取り囲む外周護岸の大部分が崩壊するという指摘に対しても一切答えていない。活断層の記載もない。

「先行盛土」の問題

図のようにケーソン護岸が大きく開いている状態で、土砂を投入するという。防衛局は汚濁防止膜などを使用し、汚濁の拡散を防ぐというができない。工法も問題で、海中盛土は締固めができず、その上にケーソンを設置することはできない。



「軽量盛土」は建設残土に水とセメントを混ぜ、合成海面活性剤を混ぜたもので、大量の汚濁水が発生する。工法も問題で、日本に数隻しかない特殊作業船の調達の問題、100隻以上が大浦湾で作業をするという計画は不可能。

そもそも、このような杜撰ででたらめな変更申請が出されたのは、工期を早めるようとする官邸が主導したためだという。辺野古・大浦湾だけではなく、沖縄全土の海も陸も破壊する辺野古新基地工事の実態が改めて明らかになった。辺野古の新基地はできないということに確信を持ち、この事実を広く知らせて工事を止めましょう。